

台風等異常気象における児童の登下校について

台風等異常気象の場合、児童の安全確保のため、下記のような措置を取りますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

暴風警報発令時（従来通り）

尾張旭市に「暴風警報」が発令されたとき、児童の登下校は次のとおりです。

1 登校前

①発令中	登校しない。（自宅待機）
②午前6時30分までに警報が解除	平常通り登校する。 （給食中止の場合：弁当持参）
③午前6時30分～11時の間に警報が解除	解除後2時間を経てから授業を開始する。 （給食中止の場合：必要に応じて弁当持参）
④午前11時以降警報が継続されている場合	登校しない。（休校）

2 在校中に発令された場合

- 授業等を直ちに中止します。
- 全校児童を保護者に引き渡します。保護者の引き取りがあるまで、学校内で保護します。
- 戸外の通行で危険があると認められた場合は、学校に待機させる場合もあります。
- 緊急メールにて連絡します。

特別警報発令時（新規）

尾張旭市に「特別警報」が発令されたとき、児童の登下校は次のとおりです。

1 登校前

- 登校しません。
- 特別警報解除後も、学校から連絡があるまでは登校しません。

2 在校中に発令された場合

- 授業を直ちに中止し、学校での状況判断により、「学校待機」または「保護者への引き渡し」のいずれかを行います。なお、「学校待機」中に、特別警報が解除されても、安全が確認されるまでは学校にて待機させます。

※ 特別警報については、下の気象庁ホームページをご覧ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/>

※ 在校中に暴風警報・特別警報が発令された場合は、児童への対応を緊急メール等で連絡いたします。学校は安全確保第一で対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ 夏季休業中については、登校前に暴風警報が発令されていた場合、当日の行事および指導は中止します。

東海地震に伴う「地震注意情報」発表時の対応

平成16年1月5日より

尾張旭市の方針に従い、地震注意情報が発表された時は、下記のように対応しますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 地震注意情報が発表された時

(1) 在校中の場合

- ① 授業を取りやめ、運動場（雨天時は体育館）に児童を待機させ、保護者（代理者）の出迎えを待ちます。
- ② 保護者（代理者）の出迎えを担当が確認し、児童を引き渡します。
- ③ 保護者（代理者）不在で出迎えのできない児童は、学校にて待機しておりますので、帰宅され次第、迎えをお願いします。

ご注意

- 代理者とは —— 家族、親戚、知人で保護者より依頼をされた方
- 保護児童の待機場所 —— 運動場（雨天時 体育館）
- 学校への電話連絡及び自家用車での出迎えはご遠慮ください。

(2) 登下校中の場合

- ① そのまま下校させます。
- ② 登校している児童は、1の(1)「在校中の場合」に準じた措置を取ります。

(3) 在宅中の場合

- ① 地震注意情報が発表された時点から、臨時休校で、児童は自宅待機となります。この措置は、地震注意情報が解除されるまで続くことになります。

2 地震注意情報が解除された時

その時点での状況に合わせて、学校の始業等については別途メール配信で連絡します。必要な場合ホームページにも掲載します。

参考

- 東海地震観測情報＝観測された現象が前兆現象であると直ちに判断できな
危↓ きない場合や、前兆現象とは関係がないことが分
険↓ かった場合
- 度↓ ○ 東海地震注意情報＝観測された現象が前兆現象の可能性が高まった場合
- 大○ 東海地震予知情報＝東海地震の発生のおそれがあると判断された場合